

(再評価)

資料5—4—①
関東地方整備局
事業評価監視委員会
(平成25年度第9回)

館林税務署(増築)

平成25年12月9日

国土交通省 関東地方整備局

◆立地概要



◆目次

1. 事業概要

I 事業の目的と計画概要

2. 事業継続の妥当性

I 事業の進捗の状況及び見込み

II 社会経済情勢等の変化

3. 既存施設への対応

4. 対応方針(案)

1. 事業概要 I 事業の目的と計画概要

■ 事業の目的

昭和40年建築の館林税務署本館は、耐震性能が不足しているとともに建築後48年が経過し外壁に亀裂が多数生じているほか、設備についても老朽化が著しい状況であるため、建て替えを行うものである。

■ 計画概要

- ・事業地 群馬県館林仲町11-12
- ・敷地面積 2,413m²
- ・延床面積 2,127m²(本館のみ)
【建替後、車庫含む】
- ・規模構造 鉄筋コンクリート造
地上4階建【建替後】
- ・施設整備期間 平成21~22年度
- ・事業費 約6億円
- ・不具合状況
老朽、施設の不備(耐震性能の不足)、
分散



2. 事業継続の妥当性 I 事業の進捗の状況及び見込み

新規採択時	年度	H21	H22
	設計		
工事			



再評価時	年度	H21	H22	H23	H24	H25
	設計					
工事						

新規採択 (Yellow arrow pointing to H21 start)
 再評価 (Yellow arrow pointing to H25 end)
 公告H21.6.5 (Callout box pointing to H21 start)
 手続き見合せH21.10.21 (Callout box pointing to H21 mid)
 『設計業務』発注手続き (Callout box pointing to H21 mid)
 H21.10.16 閣議決定 「平成21年度第1次補正予算の執行の見直しについて」 (Callout box pointing to H21 mid)
 平成21年度補正予算成立 H21.5.29 (Red-bordered callout box pointing to H21 start)

2. 事業継続の妥当性 II 社会経済情勢等の変化

H21.10.16 閣議決定
「平成21年度第1次補正予算の執行の見直しについて」(抜粋)

平成21年度第1次補正予算の執行については、別紙(※)の事業につき、掲げられた額を目途に、執行停止又は交付を予定している法人等に対する交付辞退若しくは自主返納の要請等を行うこと



平成21年度の執行停止

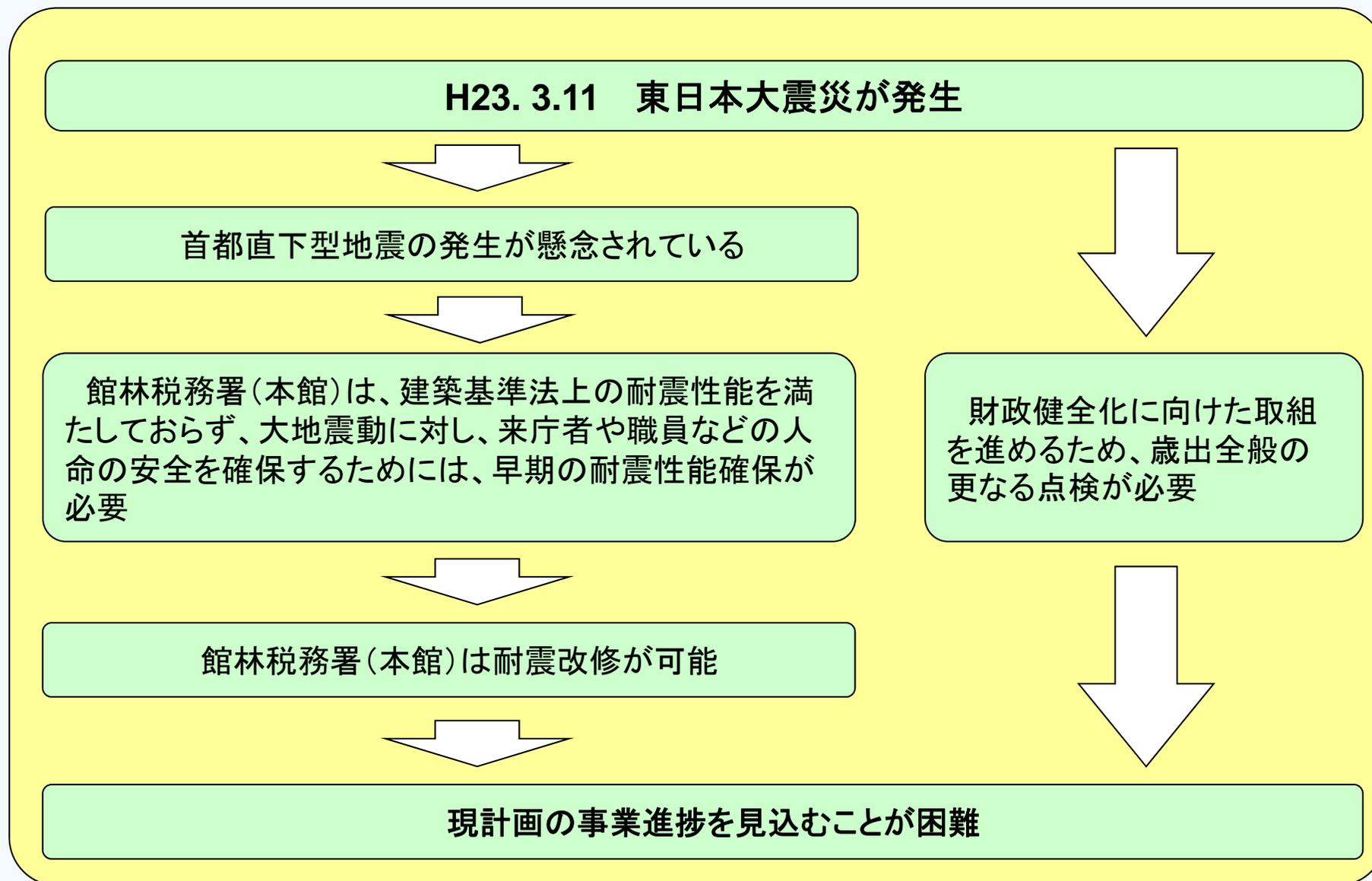
※:(別紙)「平成21年度第1次補正予算にかかる事業のうち執行を見直す事業」

国土交通省

事業名 :官庁営繕事業

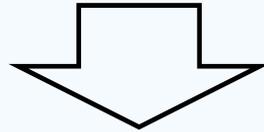
■「官庁営繕事業」に館林税務署(増築)事業が含まれています。

2. 事業継続の妥当性 II 社会経済情勢等の変化



3. 対応方針(案)

- ・財政健全化に向けた取組を進めるため、歳出全般の更なる点検が必要である。
- ・来訪者等の安全を確保する必要があることから、建築物の耐震化対策は政府全体の緊急の課題である。



現計画の事業進捗を見込むことが困難であり、
事業を中止と判断する。

■既存庁舎の改修等を行うことにより、早期に耐震性能の確保を図るなど、不具合状況の改善を行っていく。

4. 既存施設への対応

入居予定官署について

現状

- ・館林税務署(本館)は、建築基準法に基づく耐震安全性能を満たしておらず、早急な耐震性能確保が必要。
- ・既存施設のその他の不具合状況(老朽、分散)。

対応

- ・来庁者や職員などの人命の安全を確保するため、まずは早期に耐震安全性の確保を図るための、既存施設の改修を行う。
- ・既存施設の改修等を行うことにより、老朽等の不具合状況の改善を行っていく。